

令和6年
第8回定例会議事録

令和6年8月21日

泉大津市教育委員会

令和6年8月21日(水)午前10時より令和6年第8回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階大会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育部長	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	尾下 未彩

案件

- 日程第 1 議案第35号 泉大津市教育委員会文書物件処理規程の全部を改正する
規程について
- 日程第 2 議案第36号 泉大津市教育委員会表彰規程の一部改正について
- 日程第 3 議案第37号 泉大津市教育委員会表彰実施要綱の一部改正について
- 日程第 4 議案第38号 地域学校協働活動推進員の追加委嘱について
- 日程第 5 報告第20号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 6 議案第39号 令和6年度泉大津市一般会計補正予算(第3号)について

議事録署名委員

教育委員 澤田 久子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顛末

○竹内教育長 令和6年第8回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和6年第7回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第 3 5 号 泉大津市教育委員会文書物件処理規程の全部を改正する規程について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、文書管理システムの導入に伴い、泉大津市文書規程が改正されたため、泉大津市教育委員会所管の文書規程について整合性を図るとともに、文書事務のさらなる明確化・効率化を図るため、泉大津市教育委員会文書物件処理規程の全部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別紙1に基づき後ほど説明いたします。

3、施行期日は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

それでは改正内容を説明いたしますので、別紙1、2ページから3ページをご覧ください。

本規程は、文書管理システムの導入に伴い、泉大津市文書規程が改正されたため、泉大津市教育委員会所管の文書規程について整合性を図るとともに、文書事務のさらなる明確化・効率化を図るため、泉大津市教育委員会文書物件処理規程の全部を改正するものでございます。

第1条につきましては、この規程は別に定めるものを除き、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という）の文書の取り扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、委員会において交付し、または進達しなければならない文書は、特に必要があるもののほか、交付文または進達文を付さないものとするものでございます。

第3条につきましては、委員会に付議すべき事件は、議案の調整、委員への議案送付及び告示の必要上、会議開催7日前までに教育長の決裁を経た後、主担課長から教育政策課へ提出しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでないものでございます。

第4条につきましては、文書中、特に重要または委員会に報告しなければならないと認めた事件については、前条の規程に準じて、各主担課においてその写しを教育政策課まで提出しなければならないものでございます。

第5条につきましては、公文は、式例のあるものを除くほか、別に定める様式によらなければならないものでございます。

2といたしまして、令達の種類は次の通りとするものでございます。（1）規則、は地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第15条第1項の規定により制定するものでございます。（2）告示、は管内全部または一部に公示するものでございます。（3）訓、は学校その他の教育機関に対し指揮命令するものでございます。（4）達、は法人その他の団体及び個人に命令するものでございます。（5）指令、は諸機関または団体もしくは個人の申請に対して発する処分書でございます。

第6条につきましては、令達または諮問の宛名は、次によらなければならないものでございます。（1）官公署に対しては、その長（氏名を記さない）でございます。（2）法人である団体に対しては、その団体名でございます。（3）法人でない団体に対しては、その長または代表者の氏名でございます。（4）個人に対しては、その氏名でございます。（5）公共団体または議会等に対して諮問

する場合は、団体名または議会等の名でございます。

第7条につきましては、令達はその種別により令達番号簿に教育政策課において記入しなければならないものでございます。

第8条につきましては、この規程に定めるもののほか、委員会の文書の取り扱いについては、泉大津市文書規程の規定を準用するもので、この場合において同規程第19条中、「市長名または市名」とあるのは、「教育委員会名」と、同条ただし書中、「副市長」とあるのは、「教育長」と、「会計管理者、部長」とあるのは「部長」と読みかえるものとするものでございます。

続いて附則に関する事項といたしまして、この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

改正前の規程からの主な改正点といたしましては、文書の持参、押印、封緘等、紙ベースを前提とした条項の削除でございます。

- ◆教育委員（西尾剛）2条に、交付または進達しなければならない文書は、交付文または進達文を付さないと書いていますが、その進達とは何かと、交付文や進達文というのは何かを教えてください。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）基本的に泉大津市の文書規程を準用する形で、教育委員会の文書規程も改正になりますので、現状、進達の定義は把握できていない部分がありますので、確認します。
- ◆教育長（竹内悟）4月1日から適用するとなっているので、現在、適用されているということですね。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）適用されています。

※議案第35号可決

△日程第2 議案第36号 泉大津市教育委員会表彰規程の一部改正について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会表彰規程における所要の規定の整備を行うため一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別紙2に基づき後ほど説明いたします。

3、施行期日は、改正後の規程は、令和6年9月1日から施行するものでございます。

それでは改正内容を新旧対照表により説明いたしますので、8ページをご覧ください。

第1条第5号中、「業績」を「成績等」に改め、第2条として、学校医等に関する条項を加え、第2条を第3条とし、同条第1項中、「学校の生徒、児童」を、「学校園の児童生徒等」に改め、同条第3号に文化活動またはスポーツに関する大会において優秀な成績を収めた者（本市の区域外に所在する学校の児童生徒等にあつては、本市の区域内に住所を有するものに限る）を加え、改正前の同条第3号を第4号とし、第4号中、「業績」を「成績等」に改め、第3条を第4条とし、第1項中「及び第2条」を、「から第3条」に改め、同条第3号中、「業績」を「成績等」に改めるものでございます。

◆教育委員（澤田久子）別紙2の6ページの第4条の（1）のところに、教育の発達についてと書いていますが、教育の発達という文言が気になります。以前からこの文章だったのかもしれないですが、発展などの言葉ではないかとその言葉が引っかかりました。また、8ページの第3条のところで、委員会の所管に属する

学校園と園がついたと思いますが、児童生徒じゃなくて、幼児や園児などの言葉を入れなくてもいいのだろうか少し気になりました。また、委員会の所管に属する学校園にいるということは、市内の幼小中保育園になるのかと思うと、右ページの上にある、本市の区域以外に所在する学校というのは、私学の学校へ行っているお子さんとかで市内に在住している子のことを書いていると思いますが、これだったら第3条の委員会の所管に属するというのと合うのか、少し気になりました。

- ◎教育政策課長（大塚和弘）今回の規程の改正につきましては、表彰の運用で何かが変わったということではなく、昨年から、この表彰規程が一番上位の規程になりますが、そこに紐づく要綱、内規というものがございまして、それぞれの条文の整合性が全く取れていなかったのもので、今回そのあたりを整理させていただくということで改正をさせていただくのが趣旨でございます。まず、教育の発達というところでいきますと、これまでこの発達という表現を使っていたという経緯がありますので、先ほど申し上げたように何か運用が変わったものではないので、この際、表現がおかしいのではないかなというふうなご意見がございましたら、忌憚ないご意見をいただければなというふうに思います。従いまして、発達については、発展等の適した表現に改正をしていきたいと思っております。次に、学校園の児童生徒等と園が含まれるということで、園児幼児等は確かに表現として入れておくべきと考えますので、こちらも検討させていただきます。同時に、学校への児童生徒等ということでこちらは学校からの推薦を受けてという部分になりまして、3号は文化活動のいわゆる社会体育の部分でこの部分を追加しているので、本市外の学校に属し、本市に住所を有するものというところで整合性はとれていると思っております。
- ◆教育委員（澤田久子）もともとの別紙2の5ページの第3条に、委員会の所管に属する学校園の児童生徒等で、次の各号のいずれかにと書いてあるということは、これが全部1から4まで全部そこに該当するものでないといけないと思ったので、3だけ特別っていうのはないと思いました。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）第3条の3号、括弧書きについては、4条の2号の場合は、社会体育のところで、市外の学校に通っていて、泉大津市民で表彰されたというような経緯がよくありますので、第3条第3号に括弧書きするものではなく、第4条第2号の社会教育及び社会体育等の活動において特に優秀な成績を収めた者の後に括弧書きとして掲載するのが、ご指摘が正しいと思います。
- ◆教育委員（奥健一郎）確認ですが、成績と業績の言葉の定義の違いについてご説明いただけますか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）ここも定義を改めたというのではなく、規程、要綱、内規の表現を整理する中で統一したところがございます。
- ◆教育委員（奥健一郎）表記を統一したいために精査したということですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）基本的に今回はそういった趣旨です。運用が何か変わったということではなくて、規程、要綱、内規それぞれバラバラの表現をしまして、特に第2条の学校園の学校医に関する表彰規程というのがこれまで要綱にだけ規定されていたりという、ちぐはぐな立て付けになっていたのもので、そういったところを中心に表現を統一する趣旨での改正です。先ほど、澤田委員からのご指摘については、おっしゃるように委員会の所管に属する学校園というのは本市の区域内にあり、おかしいことになってきますので、そこあたりを整理させていただきます。
- ◆教育委員（澤田久子）第4条のところには、泉大津市に在住して書いてあるので、わざわざ括弧書きにして、この言葉を入れなくてもいいと思います。

- ◎教育政策課長（大塚和弘）そもそも括弧書きがいらぬということですね。
- ◆教育委員（澤田久子）そうかなと思いました。
- ◆教育長（竹内悟）この1つにまとめるという部分については可決していただき、中身の文章表現においては、改めて教育委員さんへメールを送り、次回訂正したものを提出していただくということによろしいですか。

※議案第36号可決

△日程第3 議案第37号 泉大津市教育委員会表彰実施要綱の一部改正について

- ◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会表彰実施要綱における所要の要綱の整備を行うため一部を改正するものでございます。
改正内容につきましては、別紙3に基づき後ほど説明いたします。
3、施行期日は、改正後の要綱は令和6年9月1日から施行するものでございます。
それでは改正内容を新旧対照表により説明いたしますので、14ページをご覧ください。
第1条中、「第8条」に「及び第9条」を加え、第3条を削除し、第4条を第3条に改め、同条中、「規程第2条第2号及び」と「これによって構成される団体を含む」を削除し、同条第4号を削除し、同第4条及び第5条を加え、第5条を第6条に改め、同条中、「7」を「8」に改め、同条第1号中、「3」を「4」に改め、第6条を第7条に改めるものでございます。
- ◆教育委員（西尾剛）どこが不都合なので、どういうふうに変更するのですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）例えば、現行の第3条でいきますと、本来、表彰の対象は規程に設けておくべきところを、学校医だけ規程の下にある要綱で定めていましたので、そういったところを整理するところも1つございます。
- ◆教育長（竹内悟）要綱案に載っていないですね。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）新旧対照表のみ載っています。要綱案は、改正後の要綱案となっております。13ページに示しております別表第1、別表第2に関する表現等々が表と合っていないような表現になっておりましたので、第4条、第5条のところで、今回改正案を作成しました。不都合というよりは、表現条文の整合性を図るための改正という趣旨です。
- ◆教育委員（奥健一郎）この住所や在住というのは、この表彰された時点で、住所があればいいのかそれとも、表彰されたあと泉大津市に引っ越してきて、住所がこちらの場合でも表彰対象になるのでしょうか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）表彰される大会等、成績を収めた時の住所になります。
- ◆教育長（竹内悟）ホッケーの選手は泉大津出身というだけなので、表彰規程にならないということですね。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）住所規定で言うと、該当しないです。
- ◆教育委員（澤田久子）先ほどと同じことですが、改正案の第4条の（1）も学校園になっているので、訂正をお願いします。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）はい。

※議案第37号可決

△日程第 4 議案第 3 8 号 地域学校協働活動推進員の追加委嘱について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、第 3 回教育委員会会議の定例会の議案第 2 1 号において承認されました、令和 6 年度地域学校協働活動推進員の任命について、委員が追加で決定しましたので、報告するものでございます。

根拠法令につきましては、記載の通りとなっております。

任期は、委嘱を受けた日から委員が属する年度の末日まで、委嘱期間は令和 6 年 8 月 2 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日となっております。

候補者は別紙 4 をご覧ください。東陽中学校、小津中学校の推進員を委嘱するもので、すべての小中学校の推進員が出揃ったという形になっております。

◆教育長（竹内悟）何か追加された人の肩書きはわかりますか。或いは推薦された理由はありますか。

◎生涯学習課長（中山裕司）推薦理由は、校長先生から出てまして、前田さんは、PTA の会長として尽力されていた方で、その他に、夜間パトロールや挨拶活動等、積極的に学校の活動に関わっていただいていたので、推薦を受けています。米矢さんも地域の人脈が広く、地域の方々から信頼が厚いことと、学校の活動全般においてサポートしていただいていることから、推進員として推薦がありました。

※議案第 3 8 号可決

△日程第 5 報告第 2 0 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたのでご報告するものでございます。

対象期間は令和 6 年 6 月 1 日から 7 月 3 1 日まででございます。

内容につきましては、別紙 5 をご覧ください。申請件数は 2 4 件で、全件承認としております。

番号 4、9、10、12、14、15、16、18、19 については、新規団体、新規事業でございます。番号 4 は団体要件として、泉州私塾連合会主催であります。入塾の案内、その他の勧誘を一切行わないことならびに LINE 申し込みについても、混雑緩和のためであることを主催者に確認のうえ、事業要件が、小中学校の進路判断のための有益な情報提供の場であり、目的及び内容が教育等の振興に寄与するものであると認められ、泉大津市内で実施されることから広く市民が参加できるもの、かつ、運営主体が同規模の事業実績を有していることから、事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

続いて番号 9 は、団体要件として、本市スポーツ施設管理運営における指定管理者であること、事業要件として、ウォーキングを通じてスポーツの推進に寄与するのみならず、本事業を通じて、本市の魅力の再発見や郷土愛の醸成等に寄与できるもの、かつ、その分析も実施されるもので、その目的及び内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、同社の事業実績から事業遂

行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

番号10は、団体要件として学校等の教育機関であること、事業要件として、文部科学省職員による講演を中心とした、今求められている学びの環境等に関するシンポジウムであると同時に、広く学びの機会の提供に繋がるものであることから、その目的及び内容が、学術等の振興に寄与するものであると認められ、近隣で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、同事業の開催実績を有することから、事業遂行能力があると認められると判断し、承認したものでございます。

番号12は、団体要件として、本市シーパスパーク設計段階から活動する市民を中心としたまちづくり団体であること、事業要件として、伝統文化の継承や、星空観察や撮影といったコンテンツを設定していることから、その目的及び内容が、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、同規模事業の開催実績を有することから、事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

番号14、15は、団体要件として、公益財団法人ボクシング連盟であること、事業要件として高校生の健全な発達を促すために、ボクシング競技を通して、体育・スポーツ活動の普及と発展を図り、教育活動の一環として、生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、学生活動も含め、生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成するという、その目的及び内容が、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されるということから、広く市民が観戦できるもの、かつ、同規模事業の開催実績を有することから、事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

番号16は、団体要件として、和泉市文化協会に所属する社会教育関係団体で、事業要件として、ミュージカル鑑賞による演劇文化の推進という目的及び内容が、文化の振興に寄与するものであると認められ、隣接する自治体内で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、同規模事業の開催実績を有することから、事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

番号18は団体要件として、泉大津中央商店街振興組合を中心とした団体構成で、事業要件として、歩行者天国型マーケットによる地域活性化を軸にしながら、子ども対象のベンチづくり、木工作業等のワークショップが開催され、目的及び内容が、教育、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、同規模事業の開催実績を有することから、事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

番号19は、団体要件として、市民から構成される泉大津市の向上発展を期することを目的とした団体で、事業要件として、地域全体で、すべての子どもの1食を支える取り組みの周知、実施店舗並びに市民からの寄付拡大のための講演会やイベント開催という目的及び内容が、教育等の振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、事業規模と準備状況から、事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

番号21、22は新規事業で、事業要件として映画鑑賞及びダンスイベント等を開催することによる、子どもたちの学び、体験の場の提供という目的及び内容が、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、同規模事業の開催実績を有することから、事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

- ◆教育委員（奥健一郎） 21番ですが、この地域活性化のための映画上映イベントは、地域活性化のための映画という内容を上映するのか、地域活性化のために、何か特定の映画を上映のどちらですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）映画館に行くという機会が、コロナ禍を経て少なくなっているので、映画を鑑賞するという目的が一番大きいです。
- ◆教育委員（奥健一郎）上映するという内容が、地域活性化の映画ではないということは、映画の内容については特に調べていないですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）今回、ミニオンを上映となっています。先ほど申し上げたように、新規団体ではなく、新規事業ということで、昨年もこの事業自体を実施されてまして、その際はマリオの映画だったので、バイオレンスのところもあるという話をここで話したかと思えます。
- ◆教育委員（奥健一郎）人によっては何か際どいシーンがあると、なぜ承認したという方もいらっしゃるかもしれないとは思いますが。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）表現という部分でどのようにとらえるかというのは、難しいところもあると思えます。一定どんな映画かは、チラシ等々で事前に確認をしますので、何も知らないというわけではありません。
- ◆教育委員（池島明子）本市で開催されている、隣接している、あと、近隣という言葉で使い分けてご説明があったと思えますが、10番の観光大学は、隣接してなくて、近隣で開催とのことですが、近隣というのは熊取町でしょうか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）熊取町の大阪観光大学で実施です。
- ◆教育委員（池島明子）内容を精査してかと思えますが、大阪府下であれば、近隣と認めて後援することが多いでしょうか。ここから学校までアクセスがいいわけでもないことと、教育シンポジウムの中身で、例えば、シンポジストに泉大津が関係している方がいる等の内容と思い、確認させていただきました。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）どこまでの範囲というのは、現状、明確な基準は設けておりません。例えば、是非はあるかと思えますが、キャンプ等も後援名義使用を承認しており、その集合場所が梅田等、近くはないところでも承認をしている実績がありますが、教育、文化、スポーツの振興に寄与するものをできるだけ機会として提供したいというところがありますので、個人的な見解もありますが、大阪府であれば、市民が参加しやすいと考えております。
- ◆教育長（竹内悟）4番の中高の進学ガイダンスは私立連合会が開催しているものとは別ですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）別です。泉州私塾連合会が主催です。
- ◆教育長（竹内悟）テクスピア大阪で開催ですが、開催自体は初めてですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）新規の団体ではありません。
- ◎指導課長（藤谷考志）記憶では、岸和田カンカンで開催されていたと思えます。
- ◆教育長（竹内悟）それが、今回泉大津に変わったということですね。教育相談にのってくれるので、泉大津の子どもたちにはメリット高いですね。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）高石市の教育委員会の後援名義も申請中なのか、チラシには入っています。
- ◆教育委員（西尾剛）22番は、映画の上映ではないのですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）映画の上映はございません。
- ◆教育委員（西尾剛）具体的に何をされるのですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）グルメフェスタですが、今回、内容にダンスイベントがあり、市内のダンスチームを中心に、発表の場を提供するというダンスを通じたスポーツ振興というところも含めています。
- ◆教育長（竹内悟）この主催はJCですか。

- ◎教育政策課長（大塚和弘）これも先ほどの映画祭実行委員会が、映画ではありませんが、グルメフェスタとダンスの発表会という内容のイベントを実施です。
- ◆教育委員（奥健一郎）同じ会場ですか。
- ◎教育政策課長（大塚和弘）会場は別で、映画祭はテクスピア大阪で、グルメフェスタはシーパスパークです。

※報告第20号終結

- ◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。
- ついては、日程第6を非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第6は非公開とします。

午前10時41分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員